

田村市緊急経済対策消費喚起事業 ～まごころ応援券～ 実施要項

1. 目的

本事業は、市の緊急経済対策として金券（以下「まごころ応援券」という。）を発行することにより、個人消費の喚起及び地域経済の活性化を図り、新型コロナウイルス感染症による影響が大きい事業者を支援することを目的とする。

2. 発行者

田村市

3. 内容

(1) 発行等

①額面

1人につき500円のまごころ応援券を6枚

②配付対象者

4月27日現在、田村市住民基本台帳に登録されていた者全員を対象とし、遠隔地に避難している者等を含み、市内に居住の形跡があっても住所を田村市に有しない者は対象としない。

③DV等避難者の取扱い

市で作成するDV等避難者の申出者（配付候補者）リスト及び被申出者（配付停止者）リストに基づき、申出者に係るまごころ応援券を当該被申出者には配付しない取扱いとする。

④利用期間

まごころ応援券の配付開始日から令和2年9月30日までとし、有効期限を過ぎたまごころ応援券は無効となり利用できないものとする。

⑤配付方法

簡易書留により、まごころ応援券利用に関する注意書き及び「まごころ応援券」を世帯ごとに送付する。

(2) まごころ応援券取扱い事業者等

①取扱店資格

田村市内に対象となる事業所があり、取扱店登録をした事業者。

<対象事業者>

飲食料品小売業、宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、理容業、美容業、一般公衆浴場業、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、旅行業、冠婚葬祭業、スポーツジム、カラオケボックス、道路旅客運送業

ただし、飲食料品小売業については、以下の事業者を除く。

- ・本社・本店が田村市外
- ・店舗の建築面積が500㎡以上
- ・コンビニエンスストア

②取扱店登録方法

「田村市緊急経済対策消費喚起事業取扱店」として登録を希望する事業者は、所在地商工会へ登録を行うこととする。

③登録受付期間

第1回登録受付を5月18日（月）から5月26日（火）までとする。
なお、第1回登録受付期間終了後も随時受付を行う。

④利用取扱店

上記登録により市から取扱店証（取扱店コード記載）及び取扱店ステッカーを交付された事業者。

取扱店コードは3桁の数字とし商工会所在ごとに取りまとめ、コードの頭番号は滝根1、大越2、都路3、常葉4、船引5とする。

⑤取扱店の周知等

市ホームページに適宜掲載するとともに全戸配付等により取扱店一覧を配付する。

⑥まごころ応援券利用方法や取扱いに関する禁止事項

まごころ応援券は取扱店で現金と同様に使用することが可能（ただし、まごころ応援券の額面以下の買い物をして釣銭がでないことを基本）とする。

また、まごころ応援券は市内商店等の商品、サービスを対象とし、次に記載のものは利用対象外とする。

- ・国や地方公共団体への支払い並びに公共料金の支払い
- ・有価証券、商品券、ビール券、酒券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード、定期券等の換金性の高いものの購入
- ・たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ・事業者が事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れ商品等の購入
- ・土地、家屋購入、家賃、地代、駐車料等の不動産に係る支払い
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

（3）換 金

①方法

取扱店は産業部商工課窓口取扱店証を提示し、所定の事項を記入した換金請求書、確認書とともに取り扱ったまごころ応援券を提出する。

提出を受けた産業部商工課担当者は、窓口において換金請求書、確認書及び使用済みのまごころ応援券を確認の上受領し、確認書に受付印を押印する。

②支払日

所定の期日に指定された口座へ口座振込により交付する。

③換金申込受付期間

まごころ応援券の交付開始日から10月31日までの祝日等を除く、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで

4. 不正防止対策等

不正転売防止のため、以下の対策を講ずる。

① 転売防止の表示

使用上の注意書きを配付し、また、まごころ応援券に転売防止の内容を記載する。

② まごころ応援券偽造の防止

まごころ応援券には通し番号を記載し、複製防止となる仕様にするなどの偽造防止に努める。

5. 不正換金の防止

取扱店は産業部商工課で換金を申込み際に必ず取扱店証を提示し、産業部商工課担当者は依頼者が取扱店であることを確認する。

取扱店は換金を依頼するすべての使用済みまごころ応援券裏面に取扱店名を記入し、産業部商工課担当者は使用済みまごころ応援券に取扱店名が記載されていることを確認の上、受領する。